

融資会社/貸金業者の現状および法律規範の課題

発表者 陳欣男弁護士・林思宇弁護士・林孜俞弁護士

融資会社/貸金業者の現状 および 政府の対応

陳欣男弁護士

台湾融資業者(貸金業者)_現状

- 民間企業の貸付は特別法なし、管理できる主管機関なし、混乱が蔓延している
 1. 調査システムなし：融資会社は金融信用調査機関に未加入、信用調査が不確実
 2. 貸付上限なし：金融機関の貸付は収入の22倍が上限、貸付業者は制限なし
 3. 利息上限なし：解約金・手数料等の名目で民法が定める16%を越える金利を徴収
 4. 詐欺グループとの結託

台湾融資業者(貸金業者)の現状

詐欺グループとの結託

経済日報：借金人生1／詐欺グループ・代行業者・融資会社が「ワンストップ」で連携
失業者・高齢者・金融知識のない人々から搾取

((<https://pse.is/83t7gk>(<https://pse.is/83t7gk>, 最終閲覧日(<https://pse.is/83t7gk>, 最終閲覧日2025.09.01)

- 1.手口1、詐欺グループが偽の投資を提案、代行業者が融資をサポート
- 2.手口2、甘い言葉で仮想通貨投資に誘導し、融資会社が高金利を徴収
- 3.手口3、手形を書類の束に挟み込み、被害者が気づかないうちに署名
- 4.手口4、売買契約を貸借契約に取り換え、借入金額を勝手に決定

台湾融資業者(貸金業者)_立法の歩み

- 2024年07月05日、民間団体が法案説明会を実施
- 2025年03月31日、黃珊珊立法委員が融資公司法の公聴会を開催
- 2025年04月22日、金融監督管理委員会が法律原案5項目を予告発表
【金融監督管理委員会HP】報道発表資料：<https://pse.is/82zszm> (最終閲覧日2025.08.25)】
- 2025年05月22日、立法院財政委員会が融資公司法の公聴会を開催
- 2025年09月15日、融資リース企業13社に金融消費者保護法を適用

金融監督管理委員会が法律原案5項目を予告発表

金融消費者保護法第3条第1項その他主管機関が公告する金融サービス業の法律草案

金融サービス業における広告営業勧誘および販売促進活動方法に関する修正草案

金融サービス業が金融商品またはサービス提供前に行う契約の重要内容説明とリスク開示方法に関する改正案

金融サービス業における金融商品またはサービスと消費者の適合性確保に関する一部条文改正草案

金融消費関連の紛争解決機関設立および管理法第26条の2、第29条改正草案

金融監督管理委員会が法律原案5項目を予告発表

金融消費者保護法第3条第1項その他主管機関が公告する金融サービス業の法律草案

1. 市場で支配力を持つ上場4グループ傘下の融資リース会社12社に対し、個人を対象とした売掛債権買取、分割払い売買または類似の融資業務に従事するものは、金融消費者保護法第3条第1項に定める金融サービス業に該当すると公告。

金融監督管理委員会が法律原案5項目を予告発表

金融消費者保護法第3条第1項その他主管機関が公告する金融サービス業の法律草案

2. 管理対象となる企業：「中租迪和、合迪、中租汽车租赁、仲信资融、裕融企业、新鑫、裕富數位資融、和潤企业、和勁企业、和潤興業、日盛台駿国際租賃、日盛台駿全実業」（以上はいずれも股份有限公司(株式会社に相当)）

金融監督管理委員会が法律原案5項目を予告発表

金融サービス業における広告営業勧誘および販売促進活動方法に関する修正草案

1. 利率および費用の開示

融資リース会社が広告、営業勧誘および販売促進活動を行う際の利率および費用の開示は、年間利率及び総費用年率によって行わなければならない。（修正条文第4条）

2. 広告

融資リース会社は営業勧誘を第三者に委託する場合、受託者の広告・営業勧誘・販売促進活動と関連規定の適合性を確保するとともに、監督管理及び定期的な監査システムを構築しなければならない。（修正条文第7条）

金融監督管理委員会が法律原案5項目を予告発表

金融サービス業が金融商品またはサービス提供前に行う契約の重要内容説明とリスク開示方法に関する改正案

1. 融資リース会社は提供する商品またはサービスについて、金融消費者に対し利息およびその計算方法を説明しなければならない。また金融消費者、保証人等の代わりに署名捺印したり、同意または代理権を得ずに契約書類に記入してはならない。（修正条文第5条）
2. 融資リース会社は金融消費者による期限前弁済を拒否することはできない。期限前弁済違約金を徴収する場合は、その計算および受取方法を金融消費者と個別に取り決めなくてはならない。（修正条文第10条）
3. 融資リース会社が自らまたは外部の回収業者に回収業務を委託するときは、不当な債務回収行為を行ってはならない。ならびに外部回収業者の選定基準、監督管理および定期監査のシステムを確立しなければならない。（修正条文第11条）

金融監督管理委員会が法律原案5項目を予告発表

金融サービス業における金融商品またはサービスと消費者の適合性確保に関する 一部条文改正草案

1. 融資リース会社は、金融消費者へ商品またはサービスを提供する前に、金融消費者を認識する手続きを実施しなければならない。（修正条文第11条の1）

2. 融資リース会社が提供する融資金額の制限。（修正条文第11条の2）

（融資リース会社が金融消費者に提供する融資金額は、申請時の原資産額を超えることはできない。）

金融監督管理委員会が法律原案5項目を予告発表

金融消費関連の紛争解決機関設立および管理方法第26条の2

融資リース会社が納付すべき紛争対応サービス料およびその金額。（修正条文第26条の2）

区分は1.評議属性、2.その他の属性とし、それぞれ融資リース会社にサービス料として新台幣ドル2万元または8千元を納付するよう要求する。

ご清聴ありがとうございます



台湾民間版融資業法草案の紹介

林思宇弁護士

台湾融資業法草案

- 近年台湾ではバイク・自動車のオーバーローン、スマホローン、売買を装った貸付等の融資や貸借が横行しており、実務上、様々な不正行為が散見される。例えば、借り手に契約書を渡さない、白紙の手形を要求する、利息や違約金が高額で不透明であり、詐欺との結託が後を絶たない。台湾では現在、法的に規制ができないため、民間団体が関連法案の策定と推進を進めている。混乱を解決し、次の金融危機が回避できることを望んでいる。

立法目的

- 2008年行政院版の融資公司法の立法目的は「多様な資金調達経路を確立し、企業および個人の資金需要を満たし、海外融資業者の台湾投資を誘致し、国内経済発展を促進すること」。
- 民間版の融資業法草案は、融資業者がこれまでに行った数千億元の融資により生じた弊害と社会問題、管理不能の難局を解決するため、「企業及び個人の資金調達経路を拡充し、融資業の健全な経営と発展を図り、顧客および借入人の権益を保障すること」を目的とする。

主管機関

- 2008年行政院版融資公司法草案では金管会を主管機関と定めている。
- 經濟部商業司は会社の登記業務のみを担当し、監督経験がない。
- 金管会は監督経験が豊富であり、多くの関連法規を監督している。

主管機関の行政監督

- 融資業者は主管機関の許可を得て、はじめて営業が許可され、5年ごとに再申請を必要とする（第10条）
- 融資業者は名義貸しができない（第12条）、違反者は刑事責任を負う（第42条）
- 年次報告書作成（第32条）、検査受忍義務（第33条）

主管機関の行政監督

- 融資業者が本法規定に違反した場合、主管機関が融資業務の停止、融資業関係者の職務解除、許可の取消し等を命じることができる（第35条）
- 持株会社は子会社が本法に違反していないか監督すべきであり、子会社が本法に違反した場合、主管機関は持株会社に過料を科し、持株会社およびその子会社の融資業務を停止し、またはその他の必要な措置を講じることができる（第36条）
- 融資営業におけるインターネット上の不適切な広告に対して、主管機関は先行して閲覧を制限するか違法なウェブページデータを削除すべきである（第38条）

主管機関の行政監督

- 貸借金額の上限（第15条）
- 利率、違約金の上限（第16条）
- 不適切な営業、広告行為の禁止（第17条）
- 契約書に記載すべき事項、記載すべきでない事項、顧客に契約書を提供すべきであり、契約書の貸付金額や金利の記載を空白のまま提供することはできない、空白の約束手形に署名を要求することはできない（第18条）

主管機関の行政監督

- 第三者への取り立てはできない（第21条）
- 不適切な取り立ての禁止（第25条）
- 詐欺グループとの結託禁止（第30条）

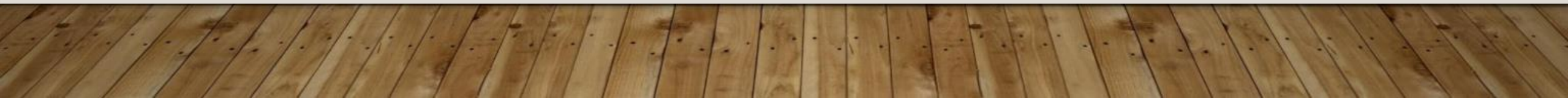
業務規程違反の処罰

- 業務規程違反に対する罰則は第42条から第46条に規定されており、初犯は過料に処する。主管機関が命じる当該行為の停止または改善に従わない者には、再犯回数に応じて処罰を与える。重大違反者には、3度目の違反で刑事罰を科し、5年以下の懲役、拘留、または1,000万台湾元以下の過料、またはこの併科とする。

融資業従事者の資格

- 代表者の積極要件（第5条）、消極要件（第6条）
- 融資担当者の積極要件、免許、研修（第8条）、消極要件（第9条）
- 債券回収者の消極要件（第24条）

ご清聴
ありがとうございました



金融消費者保護法による融資管理が 直面する問題

林孜俞弁護士

歴史的には、融資会社に関する特別法は近年になってようやく提起された問題ではない。

- 2008年にはすでに行政院が金融監督管理委員会に対し、『融資会社法』草案を立法院に提出、審議をするよう求めた。海外での特別法制定による管理を参考に、立法を通じて統一的な監督管理システムを構築することを要求している。しかし、同年発生した金融危機により計画は頓挫した。

法制面では 各金融サービス業は特別法が制定されている

金融保護法第3条第1項に定める金融サービス業とは、以下が含まれる：

- 銀行業→銀行法
- 証券業→証券取引法
- 先物業→先物取引法
- 保険業→保険法
- 電子決済業→電子決済機構管理条例
- 融資業→ ？

金融消費者保護法立法の背景

- 2008年9月のリーマンショックにより、数万人の資産が一夜にして多大な損失を被り、金融機関による連動債販売の問題が各界の注目を集めた。
- 金融サービス業が提供する金融商品およびサービスは日々複雑化、専門化している。金融消費者と金融サービス業者の財力、情報および専門性は不平等であり、トラブルが起きやすい。司法救済は長期化しやすいため、専門的で平等、合理的、迅速で効率的なトラブル対応が可能なシステムが必要となり、2011年6月3日に金保法案が可決された。
。

金融消費者保護法の内容_全31条

■金融消費者保護

- ・ 契約締結は公平・合理的・平等・相互利益および誠実の原則に基づいて行わなければならない
- ・ 営業勧誘または営業セールス時において、虚偽、詐欺、隠匿、その他相手を誤信させることがあってはならない
- ・ 金融サービス業者は消費者に関連する情報を十分に把握し、該当商品あるいはサービスと消費者の適合性を確保しなければならない
- ・ 金融サービス業者は金融商品、サービス、契約の重要内容について説明し、リスクを明らかにし、規定違反の損害賠償責任を負わなければならない

■金融消費トラブルの対応：

- ・ 財団法人金融消費評議センター

融資公司法草案 VS.金保法および細則

法規内容	民間版融資業法草案	金保法細則草案	金保法細則修正
定型化契約公平合理条項	○	○	○
定型化契約のに記載すべき・および記載すべきではない事項を公告する	○	X	X
空白手形の禁止	○	X	○
違約金上限	○	X	X
貸付金額上限	○担保の有無を 区別	△取引の目的物の価値を超えない	
営業、広告活動の範囲	○	○	○

融資公司法草案 VS. 金保法および細則

法規内容	民間版融資業法草案	金保法細則草案	金保法細則修正
返済証明交付義務	○	X	○
原則、期限前返済違約金は徴収できない。	○	X	X
融資業代表者および担当者の積極要件と消極要件制限	○	X	X
融資担当者資格証、営業規則	○	X	X
融資企業の設立および営業許可規則	○	X	X

融資公司法草案 VS.金保法および細則

法規内容	民間版融資業法草案	金保法細則草案	金保法細則修正
原則債務者以外の第三者から回収はできない	○	X	X
回収従事者資格	○	X 融資会社自己管理	
不適切な取り立て行為禁止および取り立て委託	○	△ 融資会社自ら確保	
債権譲渡と制限	○	X	○
融資業代表者、従業員および営業担当者の受益 又は不正な利益供与の禁止	○	X	X

融資公司法草案 VS.金保法および細則

法規内容	民間版融資業法草案	金保法細則草案	金保法細則修正
詐欺グループとの結託責任	○	X	X
子会社、孫会社の違法行為に対する親会社の責任	○	X	X
プラットフォーム、オンラインサービス提供等 インターネット業者の責任	○	X	X
融資業組合の規範	○	X	X
違反行為の規範と罰則	○	△法的権限の授与に関する争い有	

法律権限授与に関する議論：違憲性審査の議論

- 司法院大法官釈字第313号解釈

国民の行政法上の義務違反に対して科す過料は、国民の権利の制限に抵触するため、その処罰の構成要件および金額は、法律で定めるべきである。法律がその構成要件について、命令による補足規定を認める場合、権限を授与する内容および範囲は具体的に明確にすべきであり、これに基づいて発令して初めて、憲法第23条が法によって国民の権利を制限する趣旨に合致する。

金融監督管理委員会のいいわけ

- ・ 金管会：貸し手に対する厳重管理は消費者や中小企業の資金調達を困難にし、却って闇金からの借入を助長する
- ・ 質問：現在融資業者は管理されず、高金利、空白の手形、高額違約金、高額手数料…闇金と一体どこが違いますか？中小企業や消費者の意見を聞いたことがありますか？中小企業や消費者は、本当に高金利、高額違約金、手数料を気にしていないのでしょうか？

金融監督管理委員のいいわけ

- 金管会：真の法とは、厳格さよりも巧みな発想で法律を通じて融資の問題を解決し、消費者を保護することに重点を置くものである。
- 質問：20年前の【多重債務】が生んだ70万人の債務者に対する、金管会の巧みな発想とは？消費者保護といいながら、なぜ70万人の債務者を生み出したのでしょうか？金管会の巧みな発想では問題解決ができません。法律を制定してこそ社会的弱者である消費者を保障することができるのです。

金融監督管理委員のいいわけ

- 金管会：融資会社の議論は主に消費者保護にあり、許認可業種ではなく、人々の資金を吸収する機関でもなく、債務返済能力の不足が一般大衆の権益に影響を与える問題でもない。したがって融資業は特別法を必要としないのでは？
- 質問：融資公司法で規制ができないことにより生じた社会的混乱や新型債務の蔓延は、果たして社会問題とは呼べないのでしょうか？

金融監督管理委員のいいわけ

- **金管会**：金保法適用で違反者には最高1,000万元の罰金が科される。罰則は重い。
- **質問**：先に厳重な管理が消費者や中小企業の資金調達を困難にすると言い、次は1,000万元の罰金があり得るという。厳罰を恐れる一方で、罰則の重さを強調するのは矛盾していませんか？民間版草案の最高罰金額は500万元です。金管会の規定で融資会社は貸付前に消費者の経済状況、信用力、借入状況、資金需要の理由を把握するよう規定しており、これを怠った場合、最高1,000万元の罰金が科せられる可能性があるとしていますが、皆さんはこれが実際に可能だと思いますか？融資会社は実行できますか？その時になったら、これは形式的な規定になりませんか？

債務者の悲劇 再び

- 高雄で5人死亡！夫婦で多額のカード債務 28歳女性が「風俗堕ち」絶望的返済
2024/01/22 引用元：TVBS新聞網

高雄で5名が死亡する事件が発生、28歳夫婦が3人の子供（3歳/6歳/7歳）を道連れに最悪の選択。夫妻はカードの借金や自動車ローンなどを抱え、経済的負担が増大し、妻は風俗店で働くようになるが、それでも返済資金を賄えず、悲劇的な結末を迎えたという。夫婦共に返済ができず、すでに融資会社や銀行から支払命令の申し立てをされ、生活が困窮していた。妻は返済のために風俗店で働くようになるが、その間も同僚に「大きなストレスを抱えている」と話していた。その後、突然連絡が取れなくなり、出勤しなかったため、同僚が慌てて警察に通報したことで事態が発覚した。

ご清聴 ありがとうございます！
皆様からのご意見、ご質問、大歓迎です！

沖縄 ブセナ海中公園（部瀬名海中公園）



首爾ソウル 삼청동（三清洞）



近年、台湾ではバイク・自動車のオーバーローン、スマホローン、売買を装った貸付等の融資や貸借が横行しており、実務上、様々な不正行為が散見される。例えば、借り手に契約書を渡さない、白紙の手形を要求する、利息や違約金が高額で不透明であり、詐欺との結託が後を絶たない。台湾では現在、法的に規制ができないため、民間団体が関連法案の策定と推進を進めている。混乱を解決し、次の金融危機が回避できることを望んでいる。

すでに 2008 年には台湾行政院から『融資公司法』が提案されているが、当時の立法目的は「多様な資金調達経路を確立し、企業および個人の資金需要を満たし、海外融資業者の台湾投資を誘致し、国内経済発展を促進すること」であった。しかし今回の民間版の融資業法草案は、融資業者がこれまでにを行った数千億元の融資により生じた弊害と社会問題を解決するためのものである。そのため第一条の立法目的は「企業及び個人の資金調達経路を拡充し、融資業の健全な経営と発展を図り、顧客および借入人の權益を保障すること」となっており、両者の出発点は大きく異なる。

台湾の金融監督管理委員会は監督経験が豊富であり、多くの関連法規を監督している。これに対し、經濟部商業司は会社の登記業務のみを担当し、監督経験がない。このため民間版草案第 2 条では、主管機関を金融監督管理委員会と規定している。

民間版草案の規制管理は、主管機関による行政監督と業務監督に分けられる。行政監督には第 10 条が含まれており、日本の貸金業法を参考に融資業者は主管機関の許可を得て、ようやく営業が許可され、5 年ごとに再申請を必要とすることで、悪徳業者を効率的に淘汰する。融資業者が許可取得後、その許可を無許可の第三者に使用させることを防止するため、第 12 条では融資業者は名義貸しができないと定め、違反者は刑事責任を負う。その他第 32 条では年次報告書の作成、第 33 条で検査受忍義務、第 34 条で損失申告義務等が定められている。融資業者が関連規定に違反した場合、第 35 条に主管機関が融資業務の停止、融資業関係者の職務解除、許可の取消し等を命じることができる」と定められている。

注目すべき行政監督は第 36 条である。持株会社は子会社が本法に違反していないかを監督すべきであり、子会社が本法に違反した場合、主管機関は持株会社に過料を科し、持株会社およびその子会社の融資業務を停止し、またはその他の必要な措置を講じることができる。本条は支配力のある親会社が子会社や孫会社を利用して関連規制を回避し続けることを防止するために新設されたものである。また、現行のインターネット及びソーシャルメディアにおける広告の氾濫状況に対応するため、第 38 条ではインターネット上の不適切な広告に対して、主管機関は先行して閲覧を制限するか違法なウェブページのデータを削除し、不適切な情報が継続的に拡散されるのを防止すべきと

している。

主管機関の業務監督面では、現行の貸付金額が驚くべき水準にあり、価値の低いバイクでも 20 万元の融資が可能で、携帯電話 1 台で 30 万元の融資が受けられる。債務者は借金を借金で賄う悪循環に陥っているため、第 15 条では無担保債務について、金融機関の無担保債務と合計した上限額を平均収入の 22 倍までと規定している。金利・違約金について、融資業は預金を受け入れないため資金調達コストが高く、顧客の信用条件が劣り、リスクが比較的大きいことを考慮し、民法第 205 条の規定を適用除外とする。第 16 条では約定金利は年率 20%を超えてはならず、超過分は無効と定めている。法律相談において、多くの債務者が自ら締結した契約内容を把握しておらず、契約書すら所持していない、さらには空白の約束手形に署名している実態が明らかになった。このため第 18 条では、契約書に記載すべき事項と記載すべきでない事項を明記し、顧客に契約書を提供すべきであり、その際には貸付金額や金利についての記載を空白のまま提供することはできない。空白の約束手形へ署名させることもできないと定めている。債権回収については、第 21 条で第三者への取り立てはできないと定め、第 25 条では不当な回収を禁止している。現在も詐欺グループが跋扈しており、最近では融資関係者が詐欺グループと結託していることが判明したため、第 30 条において詐欺グループとの結託に関する責任を定めている。

業務規程違反に対する罰則は第 42 条から第 46 条に規定されており、初犯は過料に処する。主管機関が命じる当該行為の停止または改善に従わない者には、再犯回数に応じた処罰を与える。重大違反者には、3 度目の違反で刑事罰を科し、5 年以下の懲役、拘留、または 1,000 万台湾元以下の過料、またはこの併科とする。

融資業の関係者を規制対象に含める必要があるため、第 5 条では融資業代表者の積極要件、第 6 条では消極要件を明記している。第 8 条では融資担当者（営業活動従業者）の積極要件・免許・研修を規定し、第 9 条では消極要件を定めている。第 24 条では債権回収者の消極要件を規定している。

現在、民進党の王世堅立法委員と民衆党の黄珊珊立法委員が融資公司法草案を提出しており、条文は概ね民間草案と一致している。相違点は両委員が規制対象を融資業者に限定している点である。債務者は社会的弱者であることから、目下、民間団体も積極的に各団体の力を結集し、関連立法の推進に取り組んでいる。

台日韓 2025 年国際シンポジウム発表原稿

林孜俞弁護士

一、金融監督管理委員会は 2025 年 4 月 23 日、中租（チャイリース）、裕融（ユーロンファイナンス）、和潤（ホータイファイナンス）および日盛台駿（インフィニットファイナンス）という 4 つの上場グループ傘下にあるファイナンス・リース会社 12 社を「金融消費者保護法」で保護する範囲に組み入れると発表した。これがまず第 1 段階とされた。しかし、報道によれば、同委員会の彭金隆主任委員は、リース会社は金融機関ではなく、同委員会の所管するところではないと述べ、その上で同委員会ではシャドーバンキング問題への対応として一定の監督を進めており、銀行における貸付後の管理を強化し、銀行に対し信用管理や貸付用途の適正管理を求めるとした。その後の第 2、第 3 段階で、銀行が出資するリース・ファイナンス会社 13 社を監督下に置き、第 3 段階では公会に加盟しているその他のリース・ファイナンス会社 15 社を対象とし、最終的には 40 社すべてを金融消費者保護法の管理する範囲に含めるところ、第 2・第 3 段階は来年の上半期、下半期に実施する予定だという。つまり、来年になっても専用法を制定する計画はないということである。これでは社会の期待とは大きな隔たりがあるため、大変懸念すべき事態と考えている。

二、なぜ専用法の制定が必要なのか

1、過去の経緯からも、融資会社専用法の制定が早くから求められている

台湾では、融資業界に対する統一的な監督メカニズムを設けるため、2008 年にも行政院から金融監督管理委員会に対し、「融資公司法（融資会社法）」の草案をまとめるよう要請が行われた。当初、同委員会による集中的な管理を通じ、市場の透明性と安定性を高めることが構想されたものの、同年発生した金融危機によりこの計画は頓挫し、その後も主管機関が定まらないまま棚上げとなった。台湾の融資市場は、長年にわたりグレーゾーンにある市場として、柔軟な資金供給源を提供する一方、多くのリスクが水面下に置き去りにされてきた。2024 年には、この業務を引き継ぐこととなった金融監督管理委員会が、専用法（特別法）の実行可能性について研究機関に分析を委託し、この年末までに詳細な報告書が提出される予定である。この報告書は、市場の実態把握だけでなく、台湾市場に相応しく、かつ柔軟性を備えた管理監督枠組みをどのように構築すべきか、特に消費者保護や金利管理といった面で、同委員会が理解を深める一助になるとみられている。

2、法制度の面からも、各金融服サービス業にそれぞれ専用法を制定し規範が求められている

銀行業、証券業、先物取引業、保険業など

3、行政措置により融資会社 40 社を監督下に置き、4 つの下位法規の改正と

いう計画のみでは、融資会社の無秩序な融資を是正するには不十分

※金融消費者保護法の立法経緯：2008年9月、リーマン・ブラザーズが経営破綻したことにより、巨額の損失が発生し、万単位の人々が一夜にして財産を失った。事態を受け、全国的に金融機関による仕組債の販売をめぐる問題が注目され、当局に対し、金融サービス業と消費者との取引において十分な消費者保護がなされているかを再検討すべきとの要求が高まった。また、消費者紛争が発生した際、司法以外に迅速な解決を可能とする手段を提供できているのかという点も注目された。金融サービス業の提供する金融商品やサービスの一般市民による購入が普及する一方で、これら商品・サービスは複雑化・専門化しており、両者の間には、財力・情報・専門性において実質的に不均衡が存在するため、紛争が生じやすく、司法救済に頼った場合には、長期化する傾向があった。このため、消費者に対して、金融分野の専門性を備え、公平かつ合理的で、迅速かつ有効に紛争を処理できる仕組みを提供する必要性が認識され、2011年6月3日に金融消費者保護法が可決された。

※白地手形（空白本票）の問題、融資業の責任者および業務担当者の積極的資格・消極的資格に関する規範、営業担当者の資格証および業務執行に関する規範、債権回収要員および回収行為に関する規範、融資業の設立および営業許可に関する規範、融資業と詐欺集団に関する規範、親会社が子会社・孫会社の違法行為に負う責任、オンラインプラットフォームおよびネットサービス提供者などネット事業者の責任、融資業の業界団体に関する規範

4、金管会による4つの下位法規改正を通じた規制は、母法の委任範囲を超える可能性があり、法律の留保の原則に反する疑念が拭えない。

三、金融監督管理委員会の言い訳

金融監督管理委員会は当初、融資会社は金融機関ではなく、融資会社による貸付も特殊許可業務ではないと説明していた。ところが、世論や多数の国会議員からも質疑が相次いだことで、方針を変えざるを得ず、市場に存在する主要な融資会社を段階的に監督下に置くことには同意した。ただし、その管理方法としては、金融消費者保護法の下位法規を改正するにとどめ、依然として専用法の制定には踏み出していない。しかし2008年にはすでに「融資公司法」の草案が立法院に提出されていたのであり、当時においても同委員会がいま挙げたような理由はもはや存在していなかったのである。むしろ現在においては、はるかに専用法制定の必要性が高まっているにもかかわらず、できない理由ばかりが並べられているのではないだろうか。

1、金融監督管理委員会「貸付業者への規制を強化することで消費者や中小企業資金の資金調達が困難になりヤミ金に流れてしまう」

現在、融資会社には適切な監督法規がない。その要求する高金利、白地手形、高額な違約金、高額な手数料……これらはヤミ金といったどこが違うのか。

中小企業から意見を聴取したのか。中小企業から、高金利や高額の違約金、手数料も厭わないことが明確に表明されたのか。

2、金融監督管理委員会「本当の法規は、どれだけ高度かということではなく、工夫を重ねて融資会社の問題に法的に対処することにある。重要なのは消費者保護である。」

20年前のダブルカードクライシスによって70万人ものカード債務者が生まれる以前に、金融監督管理委員会はどのような工夫や対策をしていたのか。口を開けば「消費者を守る」と言うが、ではなぜ70万人ものカード債務者が発生してしまったのか。我々としては、そのような「工夫」に信頼を置くことはできない。信頼できるのは、国会で可決された法律の規定のみである。

3、金融監督管理委員会「融資会社をめぐる争点は主に消費者保護にある。特殊許可業務ではなく、一般大衆から資金を吸い上げる機関でもなく、その弁済能力の不足により社会全体の利益に影響を及ぼすという問題もない融資会社に専用法は必要ないのでは？」

融資会社は一般大衆から資金を吸い上げているわけではなくとも、融資会社を監督できないことにより生じている社会の混乱や、新たな形の債務の蔓延は、社会問題とは呼べないのか。

4、金融監督管理委員会「最高1,000万台湾ドルを科すことのできる金融消費者保護法の罰則はより厳格である。」

厳しい規制を行うと、かえって消費者や中小企業の資金調達が難しくなると言っていたのでは。それにもかかわらず、草案で定める罰金は最大でもわずか500万台湾ドルである。一方で厳しすぎることを恐れながら、他方で重い罰則を科すと強調する、これが本当に真剣に取り組んでいるといえるのか。さらに、金融監督管理委員会は融資会社に対し、貸付前の本人確認において、消費者の資力・信用・借入状況・資金調達の理由を把握するよう求め、怠った場合最大1,000万台湾ドルの罰金を科すとしている。こんなことが本当に実現可能なのか。融資会社にできることなのか。結局、単に規定として置いておくだけになるのではないのか。

四、結論：

20年前のダブルカードクライシスの教訓が教えてくれたように、過度な信用の拡大は深刻な社会問題と多くの家庭の悲劇をもたらす。歴史の悲劇が再び繰り返されようとしているにもかかわらず、金融監督管理委員会は消極的な姿勢のまま、専用法の制定による規制を行おうとしない。全く理解し難く到底受け入れられるものではない。